

# 小型空調パッケージ契約

## (選択約款)

東海ガス株式会社

平成29年4月1日実施

## < 目次 >

1. 対象となるお客さま	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 契約期間	2
7. 使用量の算定	2
8. 料金	2
9. 名義の変更	3
10. 契約の変更または解約	3
11. その他	3
付 則	3
別表第 1. 早収料金の算定方法	3
別表第 2. 料金表①（小型空調パッケージ契約 1 種）	4
別表第 3. 料金表②（小型空調パッケージ契約 2 種）	4
別表第 4. 料金表③（小型空調パッケージ契約 3 種）	4

## 1. 対象となるお客さま

この選択約款は4の適用条件を満たすお客さまを対象として、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとの需給契約の内容は、変更後の選択約款に基づくものとし、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、この選択約款を変更することがあります。

## 3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「小型空調機器」とは、空調機器のうちガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力105.5kW（30US. RT）以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「冬期」とは12月分から3月分までをいい、「その他期」とは4月分から11月分までをいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

## 4. 適用条件

この選択約款は、小型空調機器を使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

## 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、契約種別（小型空調パッケージ契約1種、小型空調パッケージ契約2種、小型空調パッケージ契約3種）を選択し、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変

更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（5（4）において同じ）。

- (4) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約の期間満了前にこの選択約款の他の契約種別または他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款に基づく他の契約の料金をガス小売供給約款に規定する支払い期限日を過ぎても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 契約期間

契約期間は次の期間といたします。

- (1) 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

## 7. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその使用量を算定いたします。

## 8. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- (2) 適用料金表は以下のとおりといたします。

- ①小型空調パッケージ契約1種 別表第2の料金表①を適用します。
- ②小型空調パッケージ契約2種 別表第3の料金表②を適用します。
- ③小型空調パッケージ契約3種 別表第4の料金表③を適用します。

## 9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

## 10. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものいたします。

## 11. その他

- (1) この選択約款に定めのない事項については、当社のガス小売供給約款によるものいたします。
- (2) この約款に定める事項について当社のガス小売供給約款と異なる定めがある場合は、当該事項についてこの選択約款の規定を適用するものいたします。

## 付則

### 1. 実施の期日

この選択約款は平成29年4月1日から実施いたします。

### 2. この選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、平成29年3月31日まで小型空調パッケージ契約約款（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成29年4月1日以降この選択約款が適用されるお客さまについて、平成29年4月1日が含まれる料金算定期間の早収料金は、旧選択約款により算定いたします。

### 別表第1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金またはガス小売供給約款第19条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 別表第1（1）から別表第1（2）の定めを算式に表すと以下の通りです。  
$$\text{早収料金} = \text{基本料金} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下の端

数は切り捨て。)

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1+消費税率)

## 別表第2. 料金表①(小型空調パッケージ契約1種)

### (1) 基本料金

1 か月につき	6,480.00 円
---------	------------

### (2) 基準単位料金

冬期基準単位料金	1 立方メートルにつき	186.33 円
その他期基準単位料金	1 立方メートルにつき	147.45 円

### (3) 調整単位料金

別表第2. 料金表①(2)の基準単位料金をもとにガス小売供給約款第19条の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

## 別表第3. 料金表②(小型空調パッケージ契約2種)

### (1) 基本料金

1 か月につき	3,240.00 円
---------	------------

### (2) 基準単位料金

冬期基準単位料金	1 立方メートルにつき	188.49 円
その他期基準単位料金	1 立方メートルにつき	149.61 円

### (3) 調整単位料金

別表第3. 料金表②(2)の基準単位料金をもとにガス小売供給約款第19条の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

## 別表第4. 料金表③(小型空調パッケージ契約3種)

### (1) 基本料金

1 か月につき	1,080.00 円
---------	------------

(2) 基準単位料金

冬期基準単位料金	1 立方メートルにつき	192.81 円
その他期基準単位料金	1 立方メートルにつき	153.93 円

(3) 調整単位料金

別表第4. 料金表③(2)の基準単位料金をもとにガス小売供給約款第19条の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。